

2010年6月29日

国際会計基準審議会 御中

全国銀行協会

国際会計基準審議会（IASB）公開草案
（金融商品：償却原価及び減損）に対する意見について

全国銀行協会は、日本国内で活動する銀行および銀行持株会社を会員とする組織であり、日本の銀行界を代表する団体である。

今般、当協会として、貴審議会（IASB）が公表した公開草案に対する意見を以下のとおり取りまとめたので、ご高配を賜りたい。

本件の検討に当り、我々は以下の意見がさらなる検討の助けとなることを期待する。

1. 全般的なコメント

我々は、公開草案で提案されているモデルが、現在の国際会計基準（IAS）第39号の発生損失モデルにおける損失認識の遅延等の問題点を解消するために提案されたと理解している。

しかし、我々は、提案されたモデルが、金融機関における信用リスク管理の概念との整合性がないこと、また、財務報告書の利用者の利益に貢献しないこと、さらに計測実務への対応が非常に困難であることを懸念する。これらの問題点については、質問4（a）に対するコメントとして詳述している。我々は、貴審議会（IASB）が、当該コメントに記載の問題点を踏まえ、IAS第39号の発生損失モデルにおける問題点を解消するための代替的な方策について、再度検討されることを要望する。

なお、我々は、上述のとおり、提案されたモデルを受け入れることは困難と考えているが、質問4（a）以外の質問に対するコメントは、提案されたモデルが導入されると仮定した場合に、さらに生じうる問題について記載したものである。

2.公開草案の各「質問」に対するコメント

質問 2

公開草案に定められている償却原価の目的は、その測定カテゴリーについて適切であると思いますか。適切ではないと思う場合、その理由は何ですか。どのような目的を提案しますか、そしてその理由は何ですか

(回答骨子)

測定カテゴリーについては、再検討が必要であると考えられる。

(理由)

- ① 利息収益を得る目的ではない債権（例えば、売掛債権）については、償却原価の目的である「実効利回りに関する情報を提供する」ことに該当しない。
- ② 加えて、契約期間がごく短期の債権（例えば1年未満など）については、償却原価の測定目的が「利息収益又は利息費用を金融商品の予想期間に亘り配分する」ことに照らし合わせると、実効金利を適用することに重要性はなく、償却原価の目的である「実効利回りに関する情報を提供する」ことに該当しない。

質問 3

測定原則を重視し、それに適用指針は付すが、実務上のガイダンスまたは例示は含めないとする公開草案の起草形式に同意しますか。同意しない場合、その理由は何ですか。代わりに、基準をどのように起草すれば良いと思いますか。そしてその理由は何ですか。

(回答骨子)

実務上のガイダンスまたは例示は必要であると考えられる。

(理由)

提案されている測定原則や適用指針のみでは、予想キャッシュ・フローの見積りに経営者の判断の要素が多く含まれ、報告書の作成基準日時点における損益を計測する会計数値の客観性・信頼性を担保することが困難であると考えられる。また、企業間の比較可能性が確保できない可能性が高い。

また、リボルビングローンや組込デリバティブ商品、証券化商品に係る資産について、取り扱いが明確ではないことから、現状のままでは財務諸表を作成することができない可能性があるため、追加のガイダンスまたは例示による明確化が必要である。

質問 4 (a)

公開草案に定められている測定原則に同意しますか。同意しない場合、どの測定原則に異議がありますか、そしてその理由は何ですか。

(回答骨子 1)

測定原則において、償却原価のインプットとして、当初測定時における実効金利（一定の金利）を維持することに、同意しない。

(理由 1)

公開草案で提案されているモデルでは、償却原価の算定上、当初測定時に算定された実効金利を継続的に適用するため、個別の資産ごとに見積もるか、または、資産の特徴（資産の種類・取引開始時期・取引期間・地理的なロケーション・保全・期限前償還率等）ごとに細分化された、資産の入れ替えが行われないポートフォリオ（closed portfolio）ごとに見積もることが必要になる。

このように、当初測定時の情報をもとに、個別資産ないしは、ポートフォリオ単位での信用リスクを測定することは、金融機関の信用リスク管理の実務と整合しない。信用リスク管理は、財務報告書作成基準日時点において、債務者ごとあるいは案件ごとの状況を踏まえた信用リスクを精査することが基本であり、貸出発生時点ごとの各ポートフォリオの期待損失等を管理するものではない。したがって、金融機関の信用リスク管理と整合しない手法によって算定された数値を開示した場合、財務諸表作成者の財務活動や投資活動に関する状況を報告するという原則と整合性がなくなる可能性がある。また、財務諸表利用者にとっても作成者の管理手法と整合性のない財務諸表は分かりにくく、有益な情報とはならないと思われる。

(回答骨子 2)

測定原則のうち、当初の予想損失を実効金利に含めて認識する方法は、提案されているモデルを検討するに至った目的に照らして唯一の方法ではないことに加え、実務的な困難さが伴うと考えられることから同意しない。

(理由 2)

予想損失を予め実効金利に含めるか否かは、単に、予想損失を計上するに当たっての費用認識に係る方法論の違いと考えられる。すなわち、将来の信用損失に係る予想が適切に行われ、それが適切に認識されている限りにおいて、その方法に制約はなく、また、実際に、現行の会計基準上も、例えば固定資産の費用認識については様々な方法が容認されている。

そうであれば、もともと本公開草案を検討するに至った世界的な金融危機に

より明らかになった損失認識の遅延等の問題点を解消するために、当初実効金利の計算に信用損失を含めることは必ずしも必要ではない。その一方で、以下に記載する実務的側面等からの諸点があることを考慮すれば、予想損失を実効金利に含めることには同意しない。

(1)資産の期間全体に関する予想損失を、多数のポートフォリオについてそれぞれ見積もることは、住宅ローンのように非常に長期間にわたる資産については特に、損失発生タイミングや期限前償還などを含めた期間構造を踏まえた見積もりの精度に限度があり、正確性・妥当性の確保は容易ではない。また、見積もりに際して経営者の判断が入り、その影響による変動幅も、見積もりの期間に応じて、大きくなると考えられ、特に、資産全体に対する金融資産の割合も大きい業種においては、企業間の比較を行う上で重要な差異が発生する可能性が高く、さらに、収益認識のタイミングに関連して、作成者の誤謬の発生や経営者の恣意性が入る余地も拡大すると考えられる。

(2)実務上、金利収入を管理するシステムとは別に、貸出資産に対する損失（含む期待損失、発生損失）は、財務報告書作成基準日時点における、元本対比の損失額（損失率、Charge-off）の考え方で、信用リスク管理や採算性の判定が行なわれ、そのコンセプトに沿った内部管理システムが構築されている。後者を前者に取り入れるには、個別の資産ごとに期待損失を見積もる場合でも、ポートフォリオごとに細分化された計算を行う場合でも、金利収入を管理するシステムの大幅な更改が必要と思われ、また、キャッシュ・フロー展開による見積もりのためのシステム開発、データ保有量の増大といった実務負担の発生、さらに適切な内部統制までも確保するコストも（具体的に算出することは困難ながら）多大であり、対応は困難であると考えられる。

上記の損失認識の遅延等の問題点への対応という目的を勘案すれば、（国際的にも通用している）金融機関の信用リスク管理の慣行に沿った、元本対比の損失額（損失率、Charge-off）の考え方をベースとした代替案を検討頂きたい。

(回答骨子 3)

事後に予想損失を見直し、修正額を当該時点の一時の損益とすること（キャッチアップ法）に同意しない。

(理由 3)

提案されている測定原則では、当初の予想損失を金融資産の残存期間に配

分する一方で、予想損失の見直しをした時点で、残存期間に亘る、見直しによる変動額の全てをその期の純損失として認識することになる。当初の予想損失を金融資産の残存期間に配分することと、見直しによる変動額を一括認識することは整合的ではないと考えられる。また、キャッチアップ法の根拠とされている IAS 第 8 号第 37 項は、減損債権の見積もりの変更など現行の発生損失モデルと整合した規定と考えられ、期待損失を反映した場合のキャッチアップ法の根拠となるかは疑問である。

なお、事後的な予想損失の見直しが、景気悪化の兆候を踏まえて実施された場合、悪化を織り込んだ修正額を当該時点の一時の損益とすることは、プロシクリシティをさらに拡大する可能性が高いものと考えられる。

質問 7 (a)

提案されている開示規定に同意しますか。同意しない場合、どの開示規定に異議がありますか、そしてその理由は何ですか。

(回答骨子)

一部開示規定に対し、異議がある。

(理由)

提案されている測定原則では、細分化された多数のポートフォリオ（特に資産の入れ替えが行われないポートフォリオ（closed portfolio））毎の実効金利算出、毎期の見直しが必要となり、提案されている開示規定に従った開示を行った場合、財務諸表作成者への負担もさることながら、財務諸表利用者にわかりにくく、有益な情報とはならない。したがって、第 17、18 項の開示規定について、定量情報を削除することなどの簡素化を検討していただきたい。

ストレス・テストに関する情報については、企業により情報を作成する前提が大幅に異なると思われ、比較可能性の観点から、開示を求めることは適切ではない。

質問 8

強制適用が当該 IFRS の公表日から 3 年後となることにより、提案されている規定を適用するに当り十分な準備期間が取れると思いますか。取れないと思う場合、適切な準備期間はどのくらいですか、そしてその理由は何ですか。

(回答骨子)

3 年間は、十分な準備期間とはいえない。

(理由)

実務上、金利収入は約定金利ベースでシステム上管理されている一方、予想損失は通常、全く異なる内部管理システムで管理されている。後者を前者に取り入れるには、金利収入を管理するシステムの大幅な更改が必要と思われる。適切な内部統制までも確保するためには、実行までには3年を超える長期に亘る準備期間が必要となる。また、日本においては、従来、期待損失を包含する／しないに関係なく実効金利の算出を求める会計基準となっていないため、実効金利管理のシステム化も必要となる点には留意が必要である。

以 上